

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

- 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (県立学校人事課) 一

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部創造) 二
- 埼玉県川越地方庁舎駐車場使用料収納事務委託 () 三
- 埼玉県環境科学国際センターで使用する電気購入に関する落札結果 (管財課) 三
- 埼玉県浦和地方庁舎他十一施設で使用する電気購入に関する落札結果 () 三
- 情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示 (電子サービス推進室) 三
- () 四
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 (障害者福祉課) 四

害福祉サービス事業者の指定

- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 () 九
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 () 九
- 大規模小売店舗の変更に關する公告 (商業支援課) 九
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 () 一〇
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課) 一一
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一一
- 鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 () 一一
- 越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 () 一一

(都市計画課)

- 春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 () 二

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 二

- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し (出納総務課) 二
- 県道鯨井狭山線の区域の変更 (川越県土) 二
- 県道川越越生線の区域の変更 () 二
- 県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更 () 二
- 県道さいたまふじみ野所沢線の () 二

供用の開始 (川越県土)

- 県道赤浜小川線の区域の変更 (東松山県土) 一三
- 県道赤浜小川線の供用の開始 () 一四

- 開発行為に関する工事の完了公告 () 一四
- () 一四
- () 一四
- () 一五
- (行田県土) 一五

- 平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における公職選挙法に基づく選挙運動に関する収支報告書要旨の公表 (選管委) 一五
- 措置通知の公表 (監査第二課) 二六

規則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第四十号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則(平成十九年埼玉県教育委員会規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表中

埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	共
---------------	-----	-----	---

一六〇	一六〇	を	埼玉県立上尾沼南高等学校
二四〇	二四〇		埼玉県立上尾鷹の台高等学校

全日制普通科	共	一六〇	一六〇
全日制普通科	共	二四〇	二四〇

埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校		全日制普通科	共
---------------	--	--------	---

一六〇	一六〇	を	埼玉県立鶴ヶ島高等学校
二四〇	二四〇		埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校

日制普通科	共	一六〇	一六〇
日制普通科	共	二四〇	二四〇

改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千八百四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みぬま夢らくど

三 代表者の氏名

堀江 富夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻二七九九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、見沼田圃周辺の農家及び地域住民並びに見沼田圃を訪れる一般市民等に対し、見沼田圃の自然に触れ、その魅力を体感できる拠点を整備し、遊休農地の有効活用促進及び地域の農産物販売支援並びに農家・地域住民等に交流の場を提供するなど地産地消を推進することで、地域社会の福祉の増進に寄与するとともに、見沼田圃土地利用の新たな基本方針である「保全・活用・創造」に資することを目的とする。

埼玉県告示第千八百四十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により

公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福音の園・埼玉

三 代表者の氏名

鎌田 光昭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市木野目千八百七十八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、痴呆性高齢者、要介護老人、機能訓練を要する者に対して、グループホーム、デイサービス、デイケアに関する事業を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

施設の名	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県川越地方 庁舎駐車場	東京都新宿区岩戸町九番地 富士警備保障株式会社 代表取締役 鶴賀 孝宏	平成十九年十月一日から平成二十三年三月三十一日まで

埼玉県告示第千八百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

- 購入等件名及び数量
埼玉県環境科学国際センターで使用する電気 予定使用電力量1,976,600キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 落札者を決定した日
平成19年10月17日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園1丁目8番12号
- 落札金額
30,078,144円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 入札の公告を行った日
平成19年9月4日

埼玉県告示第千八百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

- 購入等件名及び数量
埼玉県浦和地方庁舎他11施設で使用する電気 予定使用電力量4,209,200キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 落札者を決定した日
平成19年10月17日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園1丁目8番12号
- 落札金額
76,493,230円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告を行った日
平成19年9月4日

埼玉県告示第千八百四十七号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年埼玉県規則第三十七号)第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方

法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

名 称	条 項
食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）	第七条第一項

埼玉県告示第千八百四十八号

埼玉県告示第千八百四十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第二項の規定により指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定によ

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉規則第三十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

名 称	条 項
埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉規則第六十三号）	第十二条

り次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

法人(設置者)名	事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象とする障害 の種類	事業所番号
スターコニテイ有限会社	埼玉県さいたま市桜区上 大久保904-10 A-50	スターヘルパーステーション・みずほ台5号	埼玉県富士見市水子505 3-27アイエイビル2階	平成19年10月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1112900145
株式会社つくしんぼ	埼玉県深谷市本郷1817 -1	訪問介護つくしんぼ	埼玉県深谷市本郷1817 -1	平成19年10月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1114600347
株式会社トラストメディア ルケアサービス	埼玉県幸手市東1-33- 7	ケアサポートこいずみ	埼玉県八潮市南後谷430 -2コーポポニーヤ102号	平成19年10月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1111000061
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河 台2-9	ニチイケアセンター柳崎	埼玉県川口市柳崎5-1 -1ツカサビル1階	平成19年10月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者	1110200605
合資会社ひまわり介護 サービス	埼玉県北本市下石戸下4 90-45	ひまわり介護サービス	埼玉県北本市下石戸下4 90-45	平成19年10月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・障害児	1115300095
合同会社介護サポート ハウス	埼玉県幸手市円藤内4 0-4	介護サポートハウス	埼玉県幸手市円藤内40 -4	平成19年10月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1116100114
株式会社翼	埼玉県所沢市山口5008 -5	つばさ支援センター	埼玉県所沢市山口5008 -5	平成19年10月4日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・障害児	1112500416
ヘルパーステーションコ スモ株式会社	埼玉県さいたま市桜区西 堀4-8-10-703号	ヘルパーステーションコ スモ	埼玉県蓮田市山ノ内2-5 9 コットンアイランドビル 子602号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1115700112
株式会社あさがお	埼玉県所沢市東狭山ケ丘 1-30-18	あさがおホットステーション 所沢所沢	埼玉県所沢市東所沢和田 2-8-14 森田コーポ2 02号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1112500440
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 -1	ハッピー川口中中央・ヘル パーステーション	埼玉県川口市中青木1- 1-25 小林合同会計ビ ル1階	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110200613
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 -1	ハッピー川越中央・ヘル パーステーション	埼玉県川越市脇田新町1 6-9 神山ビル3階	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110400544
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 -1	ハッピー春日部中央・ヘ ルパーステーション	埼玉県春日部市中央5- 1-21 ライトビル3階	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110600390
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 -1	ハッピー武里団地・ヘル パーステーション	埼玉県春日部市大枝89 武里団地第2街区9号棟 105号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110600408
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 -1	ハッピー越谷・ヘルパー ステーション	埼玉県越谷市北越谷4- 23-8 ルミネール北越谷 1階	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110800347
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 -1	ハッピー越谷南・ヘル パーステーション	埼玉県越谷市蒲生茜町1 9-1 井上ビル105号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110800354
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 -1	ハッピー久喜・ヘルパー ステーション	埼玉県久喜市中央2-2 -6 YAORIBIL2階	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110900253

法人(設置者)名	事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象とする障害 の種類	事業所番号
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー八潮・ヘルパー ステーション	埼玉県八潮市中央3-20 6 シヤートル・ヒノモト1 01号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	11111000079
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー杉戸中央・ヘル パーステーション	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉 戸3-2-1 パピルス杉 戸ビル201号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1111175061
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー上尾南・ヘル パーステーション	埼玉県上尾市柏座2-6 26 下里第2ビル 2階 東側号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1111600290
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー鴻巣・ヘルパー ステーション	埼玉県鴻巣市東2-1-1 8 相原ビル2階	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1111700165
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー草加谷塚・ヘル パーステーション	埼玉県草加市谷塚町136 3-1 リラント谷塚1-C 号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1111800247
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー松原団地・ヘル パーステーション	埼玉県草加市栄町3-1 19 誠友第2ビル 2階 A号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1111800254
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー草加住吉・ヘル パーステーション	埼玉県草加市住吉1-13 31 北ビル1階	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1111800262
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー朝霞・ヘルパー ステーション	埼玉県朝霞市根岸台3- 6-12 大興ビル1棟	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1112100159
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー新所沢・ヘル パーステーション	埼玉県所沢市泉町1855 14 パールハイツ102 号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1112500457
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー入間中央・ヘル パーステーション	埼玉県入間市久保稲荷2 12-22 稲荷ビル 2 -B号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1112800220
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー熊谷美土里・ハ ルパーステーション	埼玉県熊谷市美土里町2 1 堀口ビルA号	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1113100364
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー熊谷・ヘルパー ステーション	埼玉県熊谷市星川2-45 貸事務所1階	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1113100372
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー加須中央・ヘル パーステーション	埼玉県加須市向川岸町2 4 小川貸店舗	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1113800104
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー朝霞北・ヘル パーステーション	埼玉県新座市東北2-24 37 浜田貸店舗1階	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1115100248
株式会社ジャパビッケア サービス埼玉	東京都港区六本木6-10 1	ハッピー幸手・ヘルパー ステーション	埼玉県幸手市東2-8-6 NAOビル	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1116100122

法人(設置者)名	事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象とする障害 の種類	事業所番号
有限会社ベストワーク匠	埼玉県秩父市大畑町4-5	武甲の里	埼玉県秩父郡横瀬町横瀬1170-20	平成19年11月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1114860040
株式会社オルゴール	埼玉県川越市上戸290-5	訪問介護オルゴール	埼玉県川越市上戸290-5	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110400551
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター川口 領家	埼玉県川口市領家2-13	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者	1110200647
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター霞ヶ 関	埼玉県川越市の場2218-4	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110400569
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター川越 中央	埼玉県川越市大手町8-6	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110400577
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター川越	埼玉県川越市脇田町33	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110400585
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター狭 山ヶ丘	埼玉県朝霞市本町1-8	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1112100167
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター飯能	埼玉県朝霞市モア2階	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1112500465
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター狭山	埼玉県所沢市狭山ヶ丘1-2980-47	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・障害児	1112600133
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター富士 見	埼玉県狭山市富士見1-15-38	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・障害児	1112700248
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター富士 見	埼玉県富士見市鶴瀬東1-9-31	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1112900178
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンターみず ほ台	埼玉県富士見市西みずほ台2-13-7	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1112900186
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター鶴ヶ 島	埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘2-7	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1116200096
株式会社ひろせの森	埼玉県熊谷市広瀬430-5	ひろせの森	埼玉県熊谷市籠原南1-46	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1113100398
株式会社ふれあい広場	埼玉県新座市東北1-7-3	(株)ふれあい広場ヘル パーステーションスライ ル狭山	埼玉県狭山市入間川143	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者	1112700230
株式会社ライズ	埼玉県春日部市谷原1-13-4	訪問介護ステーション花 ごころ	埼玉県春日部市谷原1-13-4	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪 問介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110600416

法人(設置者)名	事業者(設置者)の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業所番号
株式会社日本ヒューズ	茨城県筑西市二本成153-0	ヒューズンサポート幸手	埼玉県幸手市北1-13-20	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1116100130
株式会社福祉の街	埼玉県東松山市松葉町1-13-7	株式会社福祉の街越谷営業所	埼玉県越谷市袋山1092-4-102号	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児	1110800362
特定非営利活動法人きらざら星	埼玉県狭山市入間川3-19-15	特定非営利活動法人きらざら星	埼玉県狭山市入間川3-19-15	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児	1112700222
特定非営利活動法人サポートハウスみんなのて	埼玉県富士見市鶴瀬西3-12-26ルミエール7号	サポートハウスみんなのて	埼玉県富士見市鶴瀬西3-12-26ルミエール7号	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1112900160
有限会社菅野基礎工業	埼玉県川口市戸塚東4-31-20	愛花ケアサービス	埼玉県川口市戸塚東4-31-20	平成19年12月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1110200639
株式会社ジャパンケアサービス埼玉	東京都港区六本木6-10-1	ハッピー草加谷塚ハルバーステーション	埼玉県草加市谷塚町136-3-1 リゾント谷塚1-C号	平成19年11月1日	行動援護	知的障害者・精神障害者・障害児	1111800247
特定非営利活動法人サポートハウスみんなのて	埼玉県富士見市鶴瀬西3-12-26ルミエール7号	サポートハウスみんなのて	埼玉県富士見市鶴瀬西3-12-26ルミエール7号	平成19年12月1日	行動援護	知的障害者・精神障害者・障害児	1112900160
医療法人久幸会	埼玉県秋田市下新城中央字琵琶沼124-1	グループホーム葉月	埼玉県川口市前川2-23-14	平成19年12月1日	共同生活援助	知的障害者・精神障害者	1120200660
北本市	埼玉県北本市本町1-1-1	北本市総合福祉センター	埼玉県北本市高尾1-18-0	平成19年10月1日	生活介護	身体障害者	1115300103
社会福祉法人黎明会	埼玉県熊谷市四方寺91-1	若草苑	埼玉県熊谷市中奈良131-8-6	平成19年11月1日	生活介護	知的障害者	1113100224
社会福祉法人みぬま福祉会	埼玉県川口市木曾呂137-4	川口太陽の家	埼玉県川口市木曾呂137-4	平成19年12月1日	生活介護	知的障害者	1110200167
社会福祉法人黎明会	埼玉県熊谷市四方寺91-4	スライルケアセンター	埼玉県熊谷市佐谷田144-1-2	平成19年11月1日	生活介護・就労移行支援	知的障害者	1113100380
社会福祉法人皆成会	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2833-2	はあもにい	埼玉県所沢市小手指南3-9-11	平成19年12月1日	自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援B型	知的障害者・精神障害者	1112500473
有限会社久幸メディア・サービス	埼玉県秋田市下新城中央字琵琶沼235-3	かわぐち障害者就労支援施設設詩膳	埼玉県川口市幸町1-5-17 川口みちのくビル1階	平成19年12月1日	就労移行支援・就労継続支援B型	知的障害者・精神障害者	1110200654
特定非営利活動法人鷹森龍	埼玉県所沢市榎町12-1-2	鷹笠廓カルミア	埼玉県所沢市榎町11-5	平成19年10月1日	就労継続支援B型	精神障害者	1112500408
社会福祉法人あげお福祉会	埼玉県上尾市緑丘2-2-27-2階	グリーンピア	埼玉県上尾市緑丘2-2-27-2階	平成19年10月1日	就労継続支援B型	精神障害者	11111600282
特定非営利活動法人Poco a Poco	埼玉県東松山市高坂116-2-1	あんだんて	埼玉県東松山市高坂116-2-1	平成19年10月1日	就労継続支援B型	精神障害者・知的障害者	1113300238

埼玉県告示第千八百五十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により指定障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により次のと

法人(設置者)名	事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	主たる対象とする障 害の種類	事業所番号
社会福祉法人黎明会	埼玉県熊谷市四方寺91	花づな	埼玉県熊谷市四方寺91	平成19年11月1日	知的障害者	1113100216

埼玉県告示第千八百五十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により指定相談支援事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により次のと

法人(設置者)名	事業者(設置者)の 主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象とする障 害の種類	事業所番号
特定非営利活動法人埼玉 玉ころのかけ橋	埼玉県さいたま市南区太田 窪5-7-5コーポ太田窪2 10号	埼玉県さいたま市南区太田 窪5-7-5コーポ太田窪2 業所つばさ	埼玉県戸田市上戸田5-7 1-3 サンローゼ戸田202 号	平成19年10月4日	相談支援事業	身体障害者・知的障 害者・精神障害者・障 害児	1131900100
特定非営利活動法人な まの里福祉会	埼玉県吉川市南広島2088 -1	吉川市障がい者相談支 援センター すずらん	埼玉県吉川市吉川2-3- 4 ロイヤルコーポ中村10 3号	平成19年11月1日	相談支援事業	精神障害者	1136400072

おり公示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

おり公示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八百五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ララガーデン春日部

春日部市南一丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社京成ストア 代表取締役社長 高田和生

東京都墨田区押上一丁目十番二号 他未定

(変更後) 株式会社京成ストア 代表取締役社長 高田和生

東京都墨田区押上一丁目十番三号

チタカ・インターナショナル・フーズ株式会社

代表取締役社長 角 日出夫

愛知県北名古屋市中村山ノ神三十 他五十五社

ハ 変更年月日

平成十九年十一月八日

ニ 届出年月日

平成十九年十二月十二日

二 縦覧期間

平成十九年十二月二十一日から平成二十年四月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十二月二十一日から平成二十年四月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千八百五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二外

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

周辺道路の渋滞及び児童通学路、生活道路等の安全対策

川口市からの利用者については、通学路もあり子どもが危険にさらされる可能性が高いため戸田市内に流れないよう、川口方面(県道六八号線、通称オリ

ンピック通り)から入場した車両は、原則川口方面から帰らせるための駐車場場内の経路整備並びに誘導員の配置をし、横曽根八四号線、もしくは新規路線

を造っても川口市内を通し帰すようにすること。

右と同様の理由で、戸田方面(仮称川金橋)から出る車両については、原則荒川土手方面へ流すための標識の設置、誘導員の配置を行うこと。同時に道幅が比較的狭く、歩道整備も充分でない緑側沿いの横曽根六九号線の道路拡幅や歩道整備などの対策を実施すること。

店舗新設説明会では、子どもの安全を最優先に考えると行っては具体的な対策は何一つ出なかった。通学路であり、公園もあり子どもの飛び出しの可能性が高い、戸二小通り(市道三〇二三号線)、戸二小北側、喜沢中西側の市道三〇〇七号線についての安全対策を最優先に行わねばならない。なぜ川口市側だけが事業者負担で整備されるのか理解できない。川口市側の市道については、歩道整備や将来川口市に無償で寄付される橋の整備も事業者側の負担で行うということなので、交通量が増加する戸田市側の歩道についても、植栽による飛び出し危険の回避、歩車道の境目に柵を設ける、公園にフェンスを設けるなどの整備を事業者負担も視野に整備すること。

右と同様の理由で、戸二小通り(市道三〇二三号線)、戸二小北側の市道三〇〇七号線、緑川沿いの市道三〇〇二号線、ローヤルシティ南側の市道三〇一四号線、ローヤルシティ西側の市道三〇〇四号線、戸田シティと緑町の境目の横曽根七一号線で大型車の規制をすること。

交通量の増大が予測され、横断歩道だけでは危険なため、戸二小通りと市道三〇一九号線の交差点(マンションビヨルド前)に押しボタン式の信号機を設置すること。

渋滞による生活不便を解消するため、オリンピック通り、戸二小通り、横曽根八四号線の交通量増加に対する渋滞対策を行なうこと。

都市計画道路「飯塚宮町線」は廃止路線となっている。工事説明会で復活するような凶面の表示があったが、戸田市や蕨警察も含めた関係機関と渋滞や交通量の増加を含めた再検討をすること。

二 縦覧期間

平成十九年十二月二十一日から平成二十年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第千八百五十四号

平成十九年埼玉県告示第千三百三十八号で公示した公共測量(都市計画基本図等補正)は、平成十九年十一月二十八日終了した旨測量計画機関の長である蔵市長頼高英雄から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八百五十五号

平成十九年埼玉県告示第千六十一号で公示した公共測量(都市計画基本図修正)は、平成十九年十一月三十日終了した旨測量計画機関の長である志木市長沼明から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八百五十六号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によ

り、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八百五十七号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八百五十八号

吉川市から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八百五十九号

春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けた

ので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十月二十二日

指令飯整第一九〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十三日第八十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字長瀬字下原一〇六一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴ヶ島市大字町屋一七六番地五

有限会社 住ま居る

代表取締役 菅原 みよ子

埼玉県告示第千八百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十一月二十七日

指令東整第一九〇〇四九二号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十七日第九十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字増尾字山副一一四、一一五―一、一一五―二、一一六―一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市加美町一一二〇

埼玉中央農業協同組合

代表理事組合長 中村 正

埼玉県告示第千八百六十二号

埼玉県証紙条例(昭和三十一年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定に基づき、埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の所在地及び名称

さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号

社団法人埼玉県貸金業協会

二 取消年月日

平成十九年十二月十九日

平成十九年十二月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
		区 間	敷地の幅員 (メートル) 七・〇〇 一・一〇〇	延 (メートル) 三二・一〇	長	備 考
		川越市大字上戸字山王原三二五番四八地先から同市大字上戸字三王原三一五番二地先まで	一〇・一四 一五・〇〇			道路改良工事

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
		区 間	敷地の幅員 (メートル) 五・五〇 一六・〇〇	延 (メートル) 二七四・五〇	長	備 考
		川越市大字上戸字山王原三二五番四六地先から同市大字鯨井字西原一五二九番一地先まで	一一・〇〇 二五・六〇			道路改良工事

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越越生線
- 三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成十九年十二月二十一日
- 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫
- 一 道路の種類 県道
 - 二 道路名 川越坂戸毛呂山線
 - 三 道路の区域

旧新別		区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
新	旧					
		川越市大字鯨井字有泉一八〇二番一地从先から同市大字鯨井字有泉一四七四番一地先まで	一〇・〇六)	二六・七五	二〇〇・〇〇	交差点整備工事
			一一・一五)	三〇・七〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

- 環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
- 平成十九年十二月二十一日
- 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
さいたまふじみ野 所 沢 線	ふじみ野市上野台二丁目一五〇〇番三八地先から同市上福岡二丁目一五七九番二地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成十九年十二月二十一日	延長一四七・〇〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成十九年十二月二十一日
- 埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一
- 一 道路の種類 県道
 - 二 道路名 赤浜小川線
 - 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	比企郡小川町大字飯田字打越二八三番一地先から同郡同町大字飯田字打越二八二番一地先まで		一六・八〇 一四・七〇 二二・〇〇	四九・〇〇	
旧			一一・四〇 一四・七〇		

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
赤浜 小川 線	比企郡小川町大字飯田字打越二八三番一地先から同郡同町大字飯田字打越二八二番一地先まで	平成十九年十二月二十一日	(延長四九・〇〇メートル)

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年十一月二十八日

第一九〇〇九二一号
二 検査済証番号

平成十九年十二月十三日

第一九〇一二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字大橋字鳴井七七七―三、七七七―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市大字片柳二三三番二

有限会社 光本不動産 代表取締役

山本 晃一

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年十二月七日

第一九〇〇八三二号

二 検査済証番号

平成十九年十二月十三日

第一九〇一三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字谷中字谷中前町二五八―五一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桶川市東二丁目六一―二 シャルマ

ン二〇一
横川 善久

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月二十一日
埼玉県東松山県土整備事務所長

一 許可番号
平成十九年十二月十日
第一九〇一〇三二一
谷口 建一

二 検査済証番号
平成十九年十二月十三日
第一九〇一三九号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡滑川町大字月輪字大堀前一六五五―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡嵐山町大字越畑一〇七七―二

齋藤 登美夫

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月二十一日
埼玉県行田県土整備事務所長
並木 孝之

一 許可番号
平成十九年十一月二十九日
指令行整第一九〇〇一三二一
岡森 淳子

二 検査済証番号
平成十九年十二月十七日第三十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡大利根町大字新川通字宮面一六―一、一一七―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北埼玉郡大利根町大字旗井四八一―一

埼玉県選管告示第百五十八号

平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院埼玉県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 59,250,000円
- 3 報告書の要旨

づき、次のとおり公表する。

平成十九年十二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

候補者氏名	綾部 澄子	所属党派	日本共産党	日本共産党
出納責任者氏名	関口 洋次			
期間				7月3日から 7月29日まで
				第1回分

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)
片山 和子

(職 業)
団体職員

(寄 附 額)
212,500円

支 出

安達 敏夫	〃	212,500円	人 件 費	1,160,000円
久保田定夫	〃	212,500円	家 屋 費	680,000円
加藤 宣子	〃	170,000円	選挙事務所費	680,000円
兼頭 英俊	〃	170,000円	集会会場費	0円
小峰 孝志	〃	170,000円	通 信 費	0円
日本共産党埼玉県委員会		1,111,860円	交 通 費	0円
黒崎 勇	団体職員	33,600円	印 刷 費	3,022,813円
山田 弘吉	〃	33,600円	広 告 費	440,250円
			文 具 費	0円
			食 糧 費	187,200円
			休 泊 費	339,310円
			雑 費	28,992円
その他の寄附	7件	120,000円	今 回 計	5,858,565円
今 回 計		2,446,560円	総 計	5,858,565円
総 計		2,446,560円		

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 19 年 8 月 6 日	第 1 回 分
-----------------	------------------	---------

候 補 者 氏 名	沢 田 哲 夫	所 属 党 派	国 民 新 党	期 間	3月1日から 8月10日まで	第1回分
出 納 責 任 者 氏 名	二 重 作 和 久					

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人 件 費
国民新党	家 屋 費
(職 業)	選挙事務所費
(寄 附 額)	集会会場費
5,000,000円	660,000円
	1,609,400円
	1,609,400円
	0円
	130,344円
	272,691円
	0円

今 回 計	5,000,000円	広 告 費	1,294,000円
今 回 計	5,000,000円	文 具 費	14,479円
総 計	5,000,000円	食 糧 費	55,023円
		休 泊 費	0円
		雑 費	83,849円
			4,119,786円
			4,119,786円

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 19 年 8 月 13 日	第 1 回 分
-----------------	-------------------	---------

候 補 者 氏 名	高 野 博 師	所 属 党 派	公 明 党	期 間	6月14日から 8月6日まで 第1回分
出 納 責 任 者 氏 名	松 井 健 一				

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職 業) (寄 附 額)
公明党埼玉県本部 13,462,349円

支 出

人 家 費 570,000円
 件 屋 費 7,235,556円
 選 挙 事 務 所 費 7,235,556円
 集 合 会 場 費 0円
 通 信 費 11,624円
 交 通 費 195,575円
 印 刷 費 5,891,976円
 広 告 費 6,576,269円
 文 具 費 11,544円
 食 糧 費 565,574円
 休 泊 費 1,715,023円
 雑 費 212,449円

その他の収入
 今 回 計 5,204,000円
 今 回 計 18,666,349円
 総 計 18,666,349円
 今 回 計 22,985,590円
 総 計 22,985,590円

報告書受理年月日	平成19年8月13日	第1回分
候補者氏名	高野博師	所属党派 公明党
出納責任者氏名	松井健一	
期間	8月23日から 8月23日まで	第2回分

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

公明党埼玉県本部

65,129円

支出

人件費
家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

宿泊費

雑費

今前回計
前回計
総計

65,129円
18,666,349円
18,731,478円

今前回計
前回計
総計

23,372円
22,985,590円
23,050,719円

報告書受理年月日	平成19年8月23日	第2回分
----------	------------	------

候補者氏名	高野博師	所属党派	公明党	期間 10月5日から 10月5日まで 第3回分
出納責任者氏名	松井健一			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	
		人件費	0円
		家屋費	0円
		選挙事務所費	0円
		集会会場費	0円
		通信費	0円
		交通費	0円
		印刷費	700円
		広告費	0円
		文具費	0円
		食糧費	0円
		宿泊費	0円
		雑費	0円
今回計		今回計	700円
前回計		前回計	23,050,719円
今前総計		今前総計	23,051,419円

報告書受理年月日 平成19年10月10日 第3回分

候補者氏名	古川 俊治	所属党派	自由民主党	期間	7月11日から 8月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	谷 島 定次					

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	
岩槻酒販組合政治連盟		50,000円	人件費
玉田 寛	医師	100,000円	家屋費
日本弁護士政治連盟		100,000円	選挙事務所費
自由民主党埼玉県第八選挙区支部		50,000円	集会会場費
			765,000円
			1,635,548円
			1,522,358円
			113,190円

澤口 重徳	医 師	30,000円	通	信	費	193,114円
埼玉県不動産政治連盟		100,000円	交	通	費	1,051,877円
埼玉県トラック政治連盟		100,000円	印	刷	費	8,642,080円
全国畜産政治連盟		30,000円	広	告	費	2,792,813円
埼玉県ビルメンテナンス政治連盟		30,000円	文	具	費	80,606円
橋爪 和夫	会 社 役 員	30,000円	食	糧	費	748,643円
自由民主党埼玉県参議院選挙区第四支部		100,000円	泊		費	14,175円
中山 輝男	会 社 役 員	100,000円	休		費	761,430円
平野ゆうじ	”	100,000円	雑			
渡辺 吾郎	”	208,000円				
埼玉県精神科病院政治連盟		500,000円				
浦和医師連盟		500,000円				
大宮医師連盟		500,000円				
柿崎 憲二	会 社 役 員	100,000円				
小野 浩	医 師	100,000円				
自由民主党埼玉県参議院選挙区第五支部		20,084,000円				
荒木 節夫	会 社 役 員	30,000円				
埼玉県鍼灸師連盟		30,000円				
北川 泉	会 社 役 員	100,000円				
自由民主党埼玉県第六選挙区支部		50,000円				
川端 清光	会 社 役 員	50,000円				
丸山 松枝	”	30,000円				
森田 清治	”	30,000円				
添田 昇	”	30,000円				
関根佳代子	”	50,000円				
川崎 勝久	”	100,000円				
横尾 芳夫	”	50,000円				
小宮 正男	”	50,000円				
吉田 泰文	”	30,000円				
中山 泰子	”	30,000円				
岡田 弘俊	”	100,000円				
川内 章裕	”	200,000円				

花輪 彰子	〃	100,000円	今 回 計	16,685,286円
櫻井 慧子	〃	50,000円		
その他の寄附	50件	568,000円	今 回 計	16,685,286円
今 回 計		24,590,000円		
総 計		24,590,000円	総 計	

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 19 年 8 月 13 日	第 1 回 分
-----------------	-------------------	---------

候 補 者 氏 名	古 川 俊 治	所 属 党 派	自 由 民 主 党	期 間	8 月 28 日 从 8 月 28 日 まで	第 2 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	谷 島 定 次					

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職 業) (寄 附 額)

支 出

人 家 費	0円
件 屋 費	856,401円
選 挙 事 務 所 費	856,401円
集 合 会 場 費	0円
信 通 費	42,436円
交 通 費	0円
印 刷 費	0円
広 告 費	0円
文 具 費	274,050円
食 糧 費	0円
休 泊 費	0円
雑 費	1,500円

今 前 回 計	0円	今 回 計	1,174,387円
回 計	24,590,000円	回 計	16,685,286円
今 前 総 計	24,590,000円	今 前 総 計	17,859,673円

報告書受理年月日 平成19年9月3日 第2回分

候補者氏名	松澤悦子	所属党派	社会民主党	期間	7月6日から 8月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	川村訓史					

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

社会民主党北関東ブロック協議会

600,000円

社会民主党埼玉県連合

5,022,418円

横溝 一男

団体役員

153,000円

平田 あつし

〃

153,000円

安倍 正剛

〃

153,000円

白石 俊夫

〃

153,000円

武井 誠

〃

153,000円

高橋 東治

〃

153,000円

山中 礼一

〃

153,000円

中野 昭

〃

153,000円

斉藤 忠司

〃

153,000円

高橋 剛

〃

153,000円

笠井 博之

〃

153,000円

岡野 勉

〃

153,000円

松本 清作

〃

153,000円

吉沢 幹雄

〃

153,000円

岡芹 敏男

〃

153,000円

山崎 信男

〃

153,000円

鈴木 忠

〃

153,000円

永島 善太郎

〃

153,000円

船岡 弘治

〃

153,000円

松苗 真吉

〃

153,000円

支出

人件費

4,573,000円

家屋費

150,000円

選挙事務所費

150,000円

集合会場費

0円

通信費

22,520円

交通費

0円

印刷費

3,055,025円

広告費

1,189,075円

文具費

16,590円

食糧費

216,679円

宿泊費

302,146円

雑費

75,383円

川津 正男	〃	153,000円				
豊田 正	〃	153,000円				
吉岡 壮也	〃	153,000円				
合谷 憲治	〃	153,000円				
新井 昇	〃	153,000円				
蛭間 靖造	〃	153,000円				
今 回 計		9,600,418円			今 回 計	9,600,418円
総 計		9,600,418円			総 計	9,600,418円

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 19 年 8 月 10 日	第 1 回 分
-----------------	-------------------	---------

候 補 者 氏 名	山 崎 邦 子	所 属 党 派	民 主 党	期 間	6 月 30 日 从 8 月 7 日 以 来 第 1 回 分
出 納 責 任 者 氏 名	榎 本 幸 雄				

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)
行和会		5,525,045円
民主党		5,000,000円

支 出

人 家 費	1,376,900円
件 屋 費	1,035,978円
選挙事務所費	842,873円
集会会場費	193,105円
通 信 費	6,600円
交 通 費	840円
印 刷 費	3,871,660円
広 告 費	253,192円
文 具 費	51,857円
食 糧 費	182,279円
休 泊 費	469,210円
雑 費	125,572円
今 回 計	7,374,088円
総 計	7,374,088円

今 回 計	10,525,045円
総 計	10,525,045円

報告書受理年月日	平成19年8月13日	第1回分
----------	------------	------

候補者氏名	山崎 邦子	所属党派	民主党	期 間	9月14日から 9月18日まで	第2回分
出納責任者氏名	榎本 幸雄					

収入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

人件費	0円	雑費	0円
家屋費	353,802円	食費	0円
選挙事務所費	353,802円	食糧費	0円
集合会場費	0円	泊費	0円
通信費	212,991円	雑費	20,890円
交通費	0円	印刷費	645,533円
印費	0円	広告費	7,374,088円
広費	14,700円	計	8,019,621円
文費	43,150円	前回	10,525,045円
食費	0円	計	10,525,045円
休費	0円	今回	0円
雑費	20,890円	計	0円
		前回	10,525,045円
		計	10,525,045円
		今回	0円
		計	0円
		前回	10,525,045円
		計	10,525,045円

報告書受理年月日	平成19年9月21日	第2回分
----------	------------	------

候補者氏名	山崎 邦子	所属党派	民主党	期 間	7月12日から 11月5日まで	第3回分
出納責任者氏名	榎本 幸雄					

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	
			人件費 0円
			家屋費 0円
			選挙事務所費 0円
			集会会場費 0円
			通信費 1,147,351円
			印刷費 1,026,315円
			広告費 3,688,250円
			文具費 0円
			食糧費 684,500円
			宿泊費 69,070円
			雑費 6,615,486円
今回計		10,525,045円	8,019,621円
前回計		0円	6,615,486円
今前総計		10,525,045円	14,635,107円

報告書受理年月日	平成19年11月19日	第3回分
----------	-------------	------

候補者氏名	山根隆治	所属党派	民主党	党
出納責任者氏名	元永和夫			
期間		5月1日から	第1回分	
期間		7月28日まで		

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	
民主党		5,000,000円	人件費 0円
奥住 宣男	自営業	340,000円	家屋費 1,340,000円
藤本 きんじ	豊島区議	30,000円	選挙事務所費 1,340,000円
			集会会場費 0円

通信費	0円
印刷費	3,872,360円
広告費	1,147,385円
文具費	43,040円
食糧費	380,187円
雑費	0円
その他	135,045円
その他の寄附	16件
今 回 計	160,000円
今 回 計	5,530,000円
総 計	5,530,000円
今 回 計	6,918,017円
総 計	6,918,017円

報 告 書 受 理 年 月 日	平 成 1 9 年 8 月 1 3 日	第 1 回 分
-----------------	---------------------	---------

埼玉県監査委員告示第21号

平成19年2月27日付けで公表した地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき講じた措置について、埼玉県教育委員会から通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年12月21日

- 埼玉県監査委員 坂 本 隆 信
- 埼玉県監査委員 春 日 敏 彦
- 埼玉県監査委員 竹 並 万 吉
- 埼玉県監査委員 島 田 正 一

監査の結果「教育局への意見」とした事項

対 象 機 関	監査結果の公表年月日(県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局 県立学校 181校	平成19年2月27日 (第1853号)	承認研修は、勤務時間中に職務専念義務が免除され、給与上も有給扱いとなっていることを踏まえ、更に適切な運用を図る必要がある。 また、教育委員会は、各県立学校における研修の実態把握に努めるとともに、仮に承認	監査結果を踏まえ、具体的事例が公表された学校に職員を派遣し、校長から承認研修の状況を聴取するとともに適切な運用について指示した。 また、各県立学校から平成18年度学年末及び平成19年度春季休業中の研修承認願及び報告書の写しを提出させ、必要に応じて職員を派遣して校長から承認研修

			<p>研修を名目とした事実上の休暇であることが判明した場合には、厳正かつ適切な措置を講じる必要がある。なお、自宅研修の承認に当たり、教員の健康状態又は家庭の事情を斟酌した例もあったが、研修の趣旨に照らして慎重な対応が望まれる。</p>	<p>の状況を聴取するとともに実態に応じて適切な運用について指示した。</p> <p>さらに、平成19年6月及び7月の校長協会理事会において、今回の監査結果等を踏まえ、承認研修について更なる適切な運用について指示した。</p> <p>なお、継続的に承認研修の実態を把握するため、平成19年度夏季休業中の研修承認願・報告書の写しをすべて提出させ、県立学校人事課で内容を精査し、必要に応じて職員を派遣して校長への指導を徹底した。</p> <p>今後とも真に教員の資質向上に資する研修となるよう、引き続き校長を指導するとともに、不適切な事例が判明した場合には、適切に対応していく。</p> <p>(県立学校人事課)</p>
--	--	--	---	--

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)